平成２８年度
多賀城市営住宅
募集要領（応募の手引き）

空き住戸のうち入居可能日までに修繕が完了する住戸について募集を行います。

募集時期は、6月、9月、12月、3月の年4回となります（ただし、空き住戸が無い場合は募集を行いません）。

平成28年度　募集予定表			
募集月	申込受付期間	抽選日	入居可能日
6月	6月1日（水）～6月12日（日）	6月22日（水）	7月28日（木）
9月	9月1日（木）～9月12日（月）	9月21日（水）	10月27日（木）
12月	12月1日（木）～12月12日（月）	12月20日（火）	1月30日（月）
3月	3月1日（水）～3月12日（日）	3月22日（水）	4月28日（金）

※抽選会は午後1時30分からとなります。

＜抽選会について＞
時間　：　午後1時30分から
場所　：　宮城県住宅供給公社
　　ふるさとビル3階会議室
*抽選会場には、公共の交通機関でご来場ください。

＊公開で抽選を行います。抽選会への出席・欠席は、抽選結果の当落には関係しません。

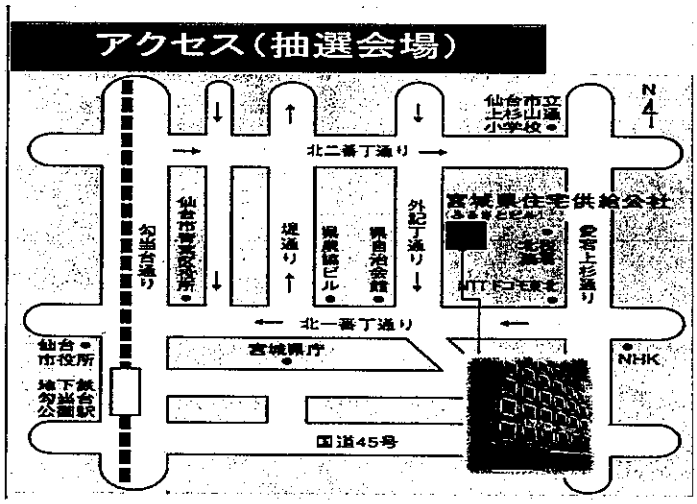

＜お問合せ＞

宮城県住宅供給公社

住宅管理部　入居管理課 募集班

〒980-0011　仙台市青葉区上杉一丁目1番20号
ふるさとビル1階

電話番号　：　(022)224－0014

募集について

空き住戸（入居可能日までに修繕が完了予定の住戸）についての募集となります（空待ち登録の募集ではございません）。

申込受付後に抽選で仮当選者を決定し、仮当選者の方に資格確認を行います。資格確認の結果資格を有する場合は当選者とし、契約の手続きを経て入居となります。

また、仮当選されなかった方については名簿登録者となり、仮当選者が辞退した場合または次回の募集月の前月１日までに空き（入居可能日までに修繕が完了予定の住戸）が発生した場合に斡旋となります（それ以外の場合は次回以降の募集で再度お申込み願います）。

募集時期

募集時期は６月、９月、12月、３月の年４回となります（＊ただし、空き住戸が無い場合は募集を行いません）。

申込み関係書類は各募集月の１日（１日が土、日、祝祭日の場合は翌月曜日）から１２日まで、多賀城市役所及び宮城県住宅供給公社窓口にて配布となります。

申込書受付期間及び申込方法

各募集月の１日（１日が土、日、祝祭日の場合は翌月曜日）から１２日までとなります。

なお、申込方法は郵送受付のみとなります（受付期間内の郵便局消印有効）。

申込みする際の注意事項

市営住宅とは、住宅に困窮し、比較的収入の少ない低所得者の方に低廉な家賃で住んでいただくための公的な賃貸住宅です。

このため、民間住宅とは異なり、住所や所得などに申込資格条件があります（申込資格条件参照）。

１　次のような方は申込めません！

(1) 持家所有者の方。

(2) 単身での申込みで単身申込資格に該当しない方。

(3) 世帯を不自然に分割、又は合併している方。（夫婦の別居の申込等）

(4) 市営住宅で円満な共同生活ができない方。

(5) すでに県営住宅若しくは市町営住宅に入居している方。

２　次のような方は申込まれても失格となります！

(1) 申込（入居）資格要件に欠けているとき。

(2) 申込書に不正の記載があったとき。

(3) 入居許可時点で単身になった場合（ただし、単身申込入居資格者を除く）。

(4) 入居収入基準額が１５万８千円（裁量世帯の場合は、２１万４千円）を超えるとき。
(5) 申込みは１世帯につき１住宅だけとし、重複申込みはすべて失格となります。

3　入居する全ての方は、入居する際に次の手続きが必要となります。

(1) 下記の資格を有する連帯保証人が１名必要となります。
- 入居者と同程度以上の収入があること。
- 市町村民税を滞納していないこと。
- 多賀城市、仙台市、塩竈市、七ヶ浜町、松島町又は利府町に居住していること。

(2) 入居時の家賃の３ヶ月分に相当する敷金と入居月の日割家賃の納入が必要となります。
(3)単身世帯での入居の場合は身元引受者も必要となります。

4　自家用自動車をお持ちの方へ

(1) 住宅には駐車場がありますが、紅葉山住宅については、全戸分の駐車場を確保しておりません。
なお、使用できる駐車場の区画数は、原則として１世帯につき１台です。
契約駐車場以外の敷地、通路等は全面駐車禁止となっています。２台以上所有している方は、民間駐車場等を自分で確保していただくことになります。
(2) ロングライフ多賀城を除く市営住宅駐車場の使用料は、現在１ヶ月２，７００円です。
(3) ロングライフ多賀城の駐車場については、オーナーとの直接契約となります。
駐車場利用料は１ヶ月あたり４，０００円。そのほか契約締結時にのみ敷金として４，０００円と手数料４，０００円がかかります（変更となる場合がございます）。

5　ロングライフ多賀城に申込みする方へ

ロングライフ多賀城は多賀城市が民間から借り上げた「借上住宅」です。
借上げ期間は、平成２２年８月２０日から平成４２年８月１９日となっております。
そのため、借上げ期間の満了時には、住宅の明渡しが生じることになります。

6　紅葉山住宅に申込みする方へ

紅葉山住宅でテレビを視聴する場合は、宮城ケーブルテレビ（マリネット）への加入が必要です。マリネットの利用料は月額７５６円です（変更となる場合がございます）。

7　家賃、駐車場使用料の他に共益費が必要となります。

共益費の額は各住宅により違いますので、入居の際に各住宅の自治会長に確認してください。

8　市営住宅では、犬・猫等のペットの飼育は一切できません。

申込資格条件

あなたの入居資格を確認してください

１　現在、住宅に困っていることが明らかな方(持ち家のない方)
２　多賀城市内に住所もしくは勤務先がある方、又は新たに多賀城市内に住所を必要とする方
３　市町村民税を滞納していない方
４　申込者、同居しようとする方が暴力団員でない方

以上の資格に該当される方は、ご自分の状況に合わせ、次の項目に進んでください。

１人で申込み

２人以上で申込み

世帯で（又は婚約で）申込み

●　現在同居中、又は同居予定の親族がいること
（ただし、同居予定者が婚約者の場合は、３ヶ月以内に入籍のうえ同居しなければなりません。）

そのうえで

１　身体障害者手帳の交付を受け、１～４級までの障害のある方を含む世帯
２　精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、１～３級までの障害のある方を含む世帯
３　障害の程度の欄が「Ａ」又は「Ｂ」の療育手帳の交付を受けている方を含む世帯
４　障害福祉サービス受給者証・特定疾患医療受給者証の交付を受けている方を含む世帯
５　戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第１号表の２の特別症項から第６項まで又は、同表別表第１号表の３の第１款症の障害のある方を含む世帯
６　原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている人がいる世帯
７　海外からの引揚者（引揚後５年未満）の人がいる世帯
８　入居者が昭和３１年４月１日以前に生まれた方であり、かつ同居者のいずれもが昭和３１年４月１日以前に生まれた方又は１８歳未満の方で構成される世帯
９　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる世帯
１０　小学校就学前の子を含む世帯

あなたの世帯は１～１０の条件のいずれかに該当

しない

入居収入基準額が【一般世帯】	**月収15万8千円以下**であること

する

入居収入基準額が【裁量世帯】	**月収21万4千円以下**であること

単身で申込み（２ＬＤＫ以下の間取りにしか入居できません。）

●下記のいずれかに該当する方で、戸籍上配偶者がいない方が申込みできます。

１　昭和３１年４月１日以前に生まれた方で配偶者がいない方

２　身体障害者手帳の交付を受け、程度が１～４級までの方

３　精神障害者保健福祉手帳１～３級に該当する障害のある方

４　療育手帳Ａ又は、Ｂに該当する障害のある方

５　障害福祉サービス受給者証・特定疾患医療受給者証の交付を受けている方

６　戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第１号表の２の特別項症から第６項症まで又は同表別表第１号表の３第１款症の障害のある方

7.　原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方

８　海外からの引揚者（引揚後５年未満）の方

９　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入所者等の方

１０　生活保護法第６条第１項に該当される方

１１　配偶者からの暴力被害者で、婦人相談所で保護を受けているか、保護を受けた後５年を経過していない方、または、裁判所で保護命令を受けた方で、保護命令がだされてから５年を経過していない方

上記１～１１までの条件にいずれかに該当し、入居収入基準額が、

◎　上記1から9の条件に該当する方　**21万4千円以下であること。**

◎　上記１０又は１１の条件に該当する方　**15万8千円以下であること。**

以上の条件を満たしている場合には、
単身者として申込することができます。

各種控除の内容及び控除額

（１の遠隔地扶養親族及び２～６の控除については、所得税法の規定に該当されている方となります）

年齢は申込日現在の満年齢

	控除名	控除の内容		控除額
1	親族控除	入居しようとする親族（申込本人を除く）及び遠隔地扶養親族	１人につき	380,000円 ×（　）人
2	老人配偶者控除 老人扶養控除	控除対象配偶者及び扶養親族のうち年齢７０歳以上の方	親族控除のほかに １人につき	100,000円 ×（　）人
3	特定扶養親族控除	扶養親族のうち１６歳以上２３歳未満の方（配偶者を除く）	親族控除のほかに １人につき	250,000円 ×（　）人
4	寡婦（夫）控除 ※法律婚によらないで母または父となった者で現に法律婚をしていない方も対象になりました。	【寡婦】次の①または②のいずれかに当てはまる方です。 ① 夫と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない一定の方※1で、扶養親族がいる方または生計を一にする子※2がいる方。 ② 夫と死別した後婚姻していない方または夫の生死が明らかでない一定の方※1で、合計所得金額が500万円以下の方。 【寡夫】 妻と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない方、または妻の生死が明らかでない一定の方※1の生死が明らかでない一定の方で、生計を一にする子※2がいて、合計所得金額が500万円以下である方。 ※1　夫または妻の生死が明らかでない一定の方としてどのような場合が認められるのかについては、別途お問い合わせください。 ※2　この場合の子は、年間総所得金額等が38万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方に限られます。	親族控除のほかに 対象者が申込本人又は同居親族で所得がある場合	270,000円 （所得が270,000円未満の場合はその額）
5	障害者控除	申込本人や同居する親族並びに遠隔地扶養親族のうち精神又は身体に障害がある方がいる場合。特別障害者（身体障害者手帳１級・２級、精神障害者保健福祉手帳１級、療育手帳Ａ）	親族控除のほかに １人につき 普通障害者 特別障害者	270,000円 ×（　）人 400,000円 ×（　）人
控除金額合計				円

収入計算表の控除金額合計へ

収入計算表

入居申込みをする場合の収入計算は、申込本人及び同居者で収入のある方全員の課税所得の合計金額が対象となります。

入居収入基準額 の算出方法

課税所得

※収入額ではありません。

本人の所得		円
同居者の所得	（　　）さんの所得	円
	（　　）さんの所得	円
	（　　）さんの所得	円
年間所得金額合計		円

所得の計算

・所得の計算方法につきましては、給与所得の方・事業所得の方・年金所得の方それぞれの算出方法記載のページを参照のうえ計算してください。

（各種控除内容及び控除額のページ参照）　　【入居収入基準額】

年間合計所得金額		控除金額合計				あなたの世帯の月収額
（　円	－	円	）	÷１２＝		円

		計算後の金額	家賃ランク
裁量世帯	一般世帯	0 ～ 104,000	A
		104,001 ～ 123,000	B
		123,001 ～ 139,000	C
		139,001 ～ 158,000	D
		158,001 ～ 186,000	E
		186,001 ～ 214,000	F

・一般世帯の場合は月収額158,000円が限度になります。

・E、Fは裁量世帯に該当した世帯のみの基準額です。

給与所得の方

（平成２６年１２月以前から引き続き勤務されている方）

パート、アルバイト含む

◎勤務先発行の平成２７年分源泉徴収票

平成２７年分　**給与所得の源泉徴収票**

支払を受ける者	住所又は居所		氏名	（受給者番号） （フリガナ） （役職名）

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計	源泉徴収税額
	百万 千 円	百万 千 円 ＊ ＊＊＊ ＊＊＊	百万 千 円	百万 千 円

控除対象配偶者の有無等				配偶者特別控除の額	扶養親族の数（配偶者を除く）						障害者の数（本人を除く）		社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有	無	従有	従無	千 円	特定 人	従人	老人 内 人	従人	その他 人	従人	特別 内 人	その他 人	内 千 円	千 円	千 円	千 円

（摘要）		
	配偶者の合計所得	千 円
	個人年金保険料の金額	千 円
	旧長期損害保険料の金額	千 円

	未成年者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他		寡婦 一般	寡婦 特別	寡夫	勤労学生	死亡退職	災害者	外国人	中途就・退職 就職	中途就・退職 退職	年	月	日	受給者生年月日 明	大	昭	平	年	月	日

支払者	住所（居所）又は所在地	
	氏名又は名称	

円

（１年間の所得）

↓

収入計算表の課税所得記入欄へ

給与所得の方

（平成２７年１月１日以降に現在の職場に就職された方）

パート、アルバイト含む

◎勤務先発行の給与支払証明書

給与支払証明書

住　所

氏　名

1　採用年月日	平成　　年　　月　　日

2　配偶者控除　　有　・　無（いずれかを○でかこむ）

その他扶養親族数　　人

3　支給総額

年　月	本　俸	手当	手当	手当	計
	円	円	円	円	円
*年*月					
計					****

4　賞　与

年　月	円
年　月	円
合　計	*****円

上記のとおりであることを証明します。

平成　年　月　日

代表者氏名　　㊞

通勤手当分は非課税となりますので、除いて下さい

１ヶ月にならないときは、計算に含めません

円 ÷ ヶ月×１２ヶ月＋ 円（賞与）

円

募集の前月が最後の月になります

※次に収入から所得を計算します

【総収入金額から、総所得金額を計算する方法】

年間総収入金額	年間総所得金額	
651,000円未満	年間給与所得　＝　　０円	
651,000円以上～ 1,619,000円未満	年間総収入金額　－　６５０，０００円＝　年間給与所得	
1,619,000円以上～ 1,620,000円未満	年間給与所得　＝　９６９，０００円	
1,620,000円以上～ 1,622,000円未満	年間給与所得　＝　９７０，０００円	
1,622,000円以上～ 1,624,000円未満	年間給与所得　＝　９７２，０００円	
1,624,000円以上～ 1,628,000円未満	年間給与所得　＝　９７４，０００円	
1,628,000円以上～ 1,800,000円未満	年間総収入金額を4,000円で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後、4,000円で掛け戻し、出た金額を右のAに当てはめてください。	A× 0.6 ＝ 年間給与所得
1,800,000円以上～ 3,600,000円未満		A× 0.7 － 180,000円 ＝ 年間給与所得
3,600,000円以上～ 6,600,000円未満		A× 0.8 － 540,000円 ＝ 年間給与所得
6,600,000円以上～10,000,000円未満	年間総収入金額 × ０．９ － １，２００，０００円 ＝ 年間給与所得	

年間総所得金額

円

収入計算表の課税所得記入欄へ

事業所得の方

（平成２６年１２月以前からはじめた方）

◎平成２７年分の所得税の確定申告書

所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
	不動産		③	
	利子		④	
	配当		⑤	
	給与		⑥	
	雑		⑦	
	総合譲渡・一時 ㋕+{㋖+㋗×1/2}		⑧	
	合計		⑨	＊＊＊＊＊＊＊

円

（１年間の所得）

収入計算表の課税所得記入欄へ

事業所得の方

（平成２７年１月以降にはじめた方）

収支明細書

（事業所得者用）

1 事業及び事業内容	
2 事業所の所在地	
3 事業開始年月日	平成　年　月　日

（月別収支内訳）

	収入の部		支出の部			差引純利益
		計（イ）			計（ロ）	（イ－ロ）
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
月						
計						*******

１ヶ月にならないときは、計算に含めません

円 ÷ ヶ月 × １２ヶ月

年間差引純利益額

円

収入計算表の課税所得記入欄へ

年金所得の方

◎公的年金等の源泉徴収票

郵便はがき

平成２７年分　公的年金等の源泉徴収票

種 別	支払金額	平成２７年中に支払った金額	源泉徴収税額
年 金	（A）	＊＊＊＊＊＊＊＊ 円	円

申告書の提出		本人			控除対象配偶者の有無等		
有	無	特別障害者	その他障害者	老年者	有	無	老人控除対配偶者の有
							有　無

次の年金は、非課税のため収入として扱いません。

①障害の名称のつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金
②遺族の名称のつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金
③母子の名称のつく次の年金 母子年金・準母子年金
④そのほか次のような年金 遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金

この他でも非課税の年金は計算の対象になりません。

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額	所得金額になおす計算式
年齢６５歳以上の方	１２０万円以下	０円とする
	１２０万円超　３３０万円未満	(A)－120万円
	３３０万円以上　４１０万円未満	(A)×0.75－37万5,000円
	４１０万円以上　７７０万円未満	(A)×0.85－78万5,000円
	７７０万円以上	(A)×0.95－155万5,000円
年齢６５歳未満の方	７０万円以下	０円とする
	７０万円超　１３０万円未満	(A)－70万円
	１３０万円以上　４１０万円未満	(A)×0.75－ 37万5,000円
	４１０万円以上　７７０万円未満	(A)×0.85－ 78万5,000円
	７７０万円以上	(A)×0.95－155万5,000円

（１年間の所得）

円

収入計算表の課税所得記入へ

◎市町村発行の平成２７年分総所得金額を記載してある証明書

平成２８年度　　市民税・県民税課税（所得）証明書　　（単位：円）

課税期日の住所		氏名	
給与収入金額		所得控除額の内訳	社会保険料控除
			生命保険料控除
公的年金等収入金額			配偶者控除額
			配偶者特別控除額
所得金額内訳			その他扶養控除額
			基礎控除額
平成２６年分合計所得金額	＊＊＊＊＊	所得控除額合計	

給与所得者の特定支出の適用	
みなし法人課税の適用	
年税額の内訳　市民税　算出所得割額	
市民税　税額控除額等	
市民税　均等割等	
市民税　市民税額	
県民税　算出所得割額	
県民税　税額控除額等	
県民税　均等割	
県民税　県民税額	
平成２７年度年税額	

（１年間の所得）

円

収入計算表の課税所得記入欄へ

1　多賀城市営住宅一覧

家賃一覧表(月額)

住宅名	所在地	竣工年度	構造	型式	部屋数	間取り ※部屋によって若干、異なることもあります。	浴室設備	駐車場の有無		一般世帯 A 0円～104,000円	一般世帯 B 104,001円～123,000円	一般世帯 C 123,001円～139,000円	一般世帯 D 139,001円～158,000円	裁量世帯 E 158,001円～186,000円	裁量世帯 F 186,001円～214,000円
大代	笠神５丁目２０番	昭和53年	中耐 4階建	3DK 55.9㎡	24戸	6畳、6畳、4.5畳、台兼食、浴室、便所	＊1	有	⇒	15,300 円	17,700 円	20,200 円	22,800 円	26,100 円	30,100 円
				3LDK 59.3㎡	16戸	6畳、6畳、4.5畳、台兼食、浴室、便所			⇒	16,200 円	18,700 円	21,400 円	24,100 円	27,600 円	31,800 円
高崎	東田中１丁目６番	昭和57年	中耐 4階建	2DK 47.4㎡	2戸	6畳、6畳、台兼食、浴室、便所	＊2	有	⇒	14,600 円	16,800 円	19,300 円	21,700 円	24,900 円	28,700 円
				3DK 60.5㎡	14戸	6畳、6畳、6畳、台兼食、浴室、便所			⇒	18,600 円	21,500 円	24,600 円	27,800 円	31,700 円	36,600 円
				3DK 64.6㎡	10戸	6畳、6畳、洋室5畳、台兼食、浴室、便所			⇒	19,900 円	23,000 円	26,300 円	29,700 円	33,900 円	39,100 円
				4DK 72.2㎡	4戸	6畳、6畳、6畳、洋室4.5畳、台兼食、浴室、便所			⇒	22,300 円	25,700 円	29,400 円	33,100 円	37,900 円	43,700 円
				4DK 77.7㎡	2戸	6畳、6畳、6畳、洋室6畳、台兼食、浴室、便所			⇒	24,000 円	27,700 円	31,600 円	35,700 円	40,800 円	47,100 円
紅葉山	中央３丁目22番	昭和63年	中耐 5階建	2DK 47.6㎡	5戸	6畳、6畳、台兼食、浴室、便所	＊2	有	⇒	16,800 円	19,300 円	22,100 円	25,000 円	28,500 円	32,900 円
				3DK 60.5㎡	31戸	6畳、6畳、洋室5畳、台兼食、浴室、便所			⇒	21,300 円	24,600 円	28,100 円	31,700 円	36,300 円	41,900 円
				3DK 64.6㎡	19戸	6畳、6畳、6畳、台兼食、浴室、便所			⇒	22,800 円	26,300 円	30,100 円	33,900 円	38,700 円	44,500 円
				4DK 72.2㎡	5戸	6畳、6畳、6畳、洋室、台兼食、浴室、便所			⇒	25,400 円	29,400 円	33,600 円	37,900 円	43,300 円	49,400 円
浮島	浮島字沢前７番地	平成2年	中耐 3階建	2DK 52.8㎡	4戸	6畳、6畳、台兼食、浴室、便所	＊2	有	⇒	15,100 円	17,500 円	20,000 円	22,500 円	25,700 円	29,700 円
				3DK 61.3㎡	12戸	6畳、6畳、洋室、台兼食、浴室、便所			⇒	17,600 円	20,300 円	23,200 円	26,200 円	29,900 円	34,500 円
				3DK 63.7㎡	8戸	6畳、6畳、洋室、台兼食、浴室、便所			⇒	18,300 円	21,100 円	24,100 円	27,200 円	31,100 円	35,900 円
大松	笠神３丁目５番１	平成4年	高耐 6階建 エレベータ有	2DK 55.5㎡	7戸	6畳、6畳、台兼食、浴室、便所	＊2	有	⇒	18,300 円	21,100 円	24,200 円	27,300 円	31,200 円	36,000 円
				2LDK 65.2㎡	2戸	6畳、洋室、台兼食、浴室、便所 身体障害者向(車椅子)			⇒	21,500 円	24,800 円	28,400 円	32,100 円	36,600 円	42,300 円
				2LDK 66.5㎡	6戸	6畳、6畳、台兼食、浴室、便所			⇒	22,000 円	25,300 円	29,000 円	32,700 円	37,400 円	43,100 円
				3DK 66.5㎡	33戸	6畳、6畳、洋室、台兼食、浴室、便所			⇒	22,000 円	25,300 円	29,000 円	32,700 円	37,400 円	43,100 円
				3LDK 74.7㎡	6戸	6畳、4.5畳、洋室、台兼食、浴室、便所			⇒	24,700 円	28,500 円	32,600 円	36,700 円	42,000 円	48,400 円
				4DK 77.3㎡	5戸	6畳、6畳、4.5畳、洋室、台兼食、浴室、便所			⇒	25,500 円	29,500 円	33,700 円	38,000 円	43,400 円	50,100 円
留ケ谷	留ケ谷１丁目38番２	平成10年	高耐 9階建 エレベータ有	2DK 57.7㎡	18戸	6畳、洋室、台兼食、浴室、便所	＊1	有	⇒	21,000 円	24,300 円	27,800 円	31,400 円	35,800 円	41,300 円
				2LDK 66.3㎡	18戸	6畳、洋室、台兼食、浴室、便所			⇒	24,200 円	27,900 円	31,900 円	36,000 円	41,200 円	47,500 円
				3DK 71.1㎡	18戸	6畳、洋室、洋室、台兼食、浴室、便所			⇒	25,900 円	30,000 円	34,300 円	38,600 円	44,200 円	51,000 円
				3LDK 79.9㎡	8戸	6畳、6畳、洋室、台兼食、浴室、便所			⇒	29,200 円	33,700 円	38,500 円	43,400 円	49,600 円	57,300 円
ロングライフ多賀城	高橋４丁目９番５	平成22年	中耐 5階建 エレベータ有	2DK 53.8㎡	30戸	洋室、洋室、台兼食、浴室、便所	＊1	有	⇒	22,700 円	26,200 円	30,000 円	33,800 円	38,700 円	44,600 円
				2LDK 62.7㎡	10戸	洋室、洋室、台兼食、浴室、便所			⇒	26,500 円	30,600 円	35,000 円	39,400 円	45,100 円	52,000 円

＊1　浴槽・風呂釜又は給湯器を多賀城市で設置済み。

＊2　浴槽・風呂釜又は給湯器を多賀城市で設置済み(給湯は浴室のみ)。

2　上記のうち単身入居可能な住宅

住宅名	所在地	竣工年度	構造	型式
高崎	東田中１丁目６番	昭和57年	中耐 4階建	2DK 47.4㎡
紅葉山	中央３丁目22番	昭和63年	中耐 5階建	2DK 47.6㎡
浮島	浮島字沢前７番地	平成2年	中耐 3階建	2DK 52.8㎡
大松	笠神３丁目５番１	平成4年	高耐 6階建	2DK 55.5㎡
				2LDK 66.5㎡
留ケ谷	留ケ谷１丁目38番２	平成10年	高耐 9階建	2DK 57.7㎡
				2LDK 66.3㎡
ロングライフ多賀城	高橋４丁目９番５	平成22年	中耐 5階建	2DK 53.8㎡
				2LDK 62.7㎡

間取り、家賃等については、一般住宅の欄を参照下さい。

※大松住宅2LDK(65.2㎡)については、身体障害者専用の部屋となっています。

3　市営住宅の位置図

・裏面をご覧ください

▼市営住宅の位置図

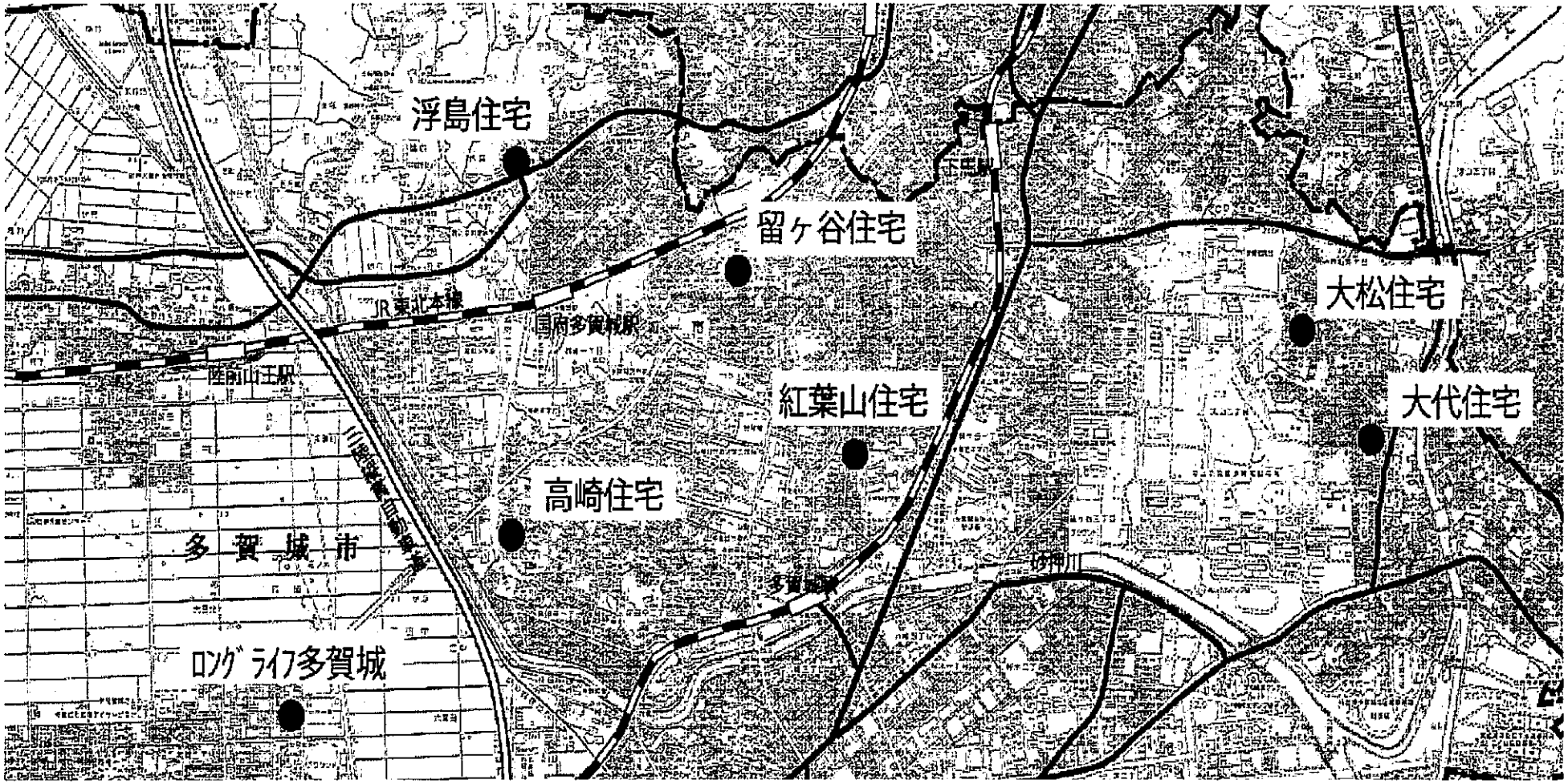
浮島住宅
留ヶ谷住宅
大松住宅
大代住宅
紅葉山住宅
高崎住宅
ロングライフ多賀城
JR東北本線
陸前山王駅
国府多賀城駅
多賀城市
砂押川

住宅申込用紙記入例

多賀城市営住宅申込用紙

多賀城市長　　殿

別紙「定期募集一覧表」から選定のうえ，申込みされる住宅の区分にチェックを付けてください。

今までに申込みをした回数を記入してください。初めて申込みする方は○で囲んでください。

希望された住宅の空階数の中から選んでください。（「定期募集一覧表」に記載している空階を選んでください。）

障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方は，必ず記入してください。

募集申込年月	平成 29 年 3 月 募集分	希望階数	3階
募集住宅の区分	☑一般　□シルバー　□改良 □身体障害者　□多家族向指定　□特別割当 □若年者割当　□事故等		
申込住宅・型式	住宅名：高崎　型式：3DK		
階段昇降支障（○で囲んでください）	有　氏名 宮城　秋子　無	前回の申込確認	初めて　1　回目

フリガナ	ミヤギ　タロウ	性別	☑男　□女
申込者氏名	宮城　太郎		
住民票住所	〒 985-0862 多賀城高崎○○三丁目○番○○号　△△アパート101号室		
希望郵送先	〒 985-0862 多賀城高崎○○三丁目○番○○号　△△アパート101号室		
現在の住居状況	□戸建借家 ☑アパート（賃貸マンション）□UR・公社住宅 □雇用促進　□持ち家（所有者名　　）□その他 □県市町村営住宅（名義人　　）□仮設（みなし含）住宅	間取り	2DK
連絡先電話番号	（自宅）022-224-00△△ （携帯）080-1234-56△△ （会社）022-211-32△△	入籍予定日	年　月　日
		日本以外の国籍	（　　）
		家賃額	60,000 円

入居する親族	フリガナ／氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先名／所在地	採用年月日	退職年月日	所得の種類（○で囲んでください）	所得額	控除の種類（○で囲んでください）	控除額	障害の種別等級
	（フリガナ）ミヤギ タロウ （氏名）宮城　太郎	本人	男	昭和43. 8. 12	48	(株)多賀城会計事務所 多賀城市高崎○丁目△番	H21.1.24		給与・年金・事業	365 万円	寡婦夫・普障・特障	万円	
	（フリガナ）ミヤギ アキコ （氏名）宮城　秋子	妻	女	昭和47. 10. 5	44	無職		H26.3.31	給与・年金・事業	万円	親族・特扶・老扶・普障・特障・寡婦夫	65 万円	身体 3級
	（フリガナ）ミヤギ ハルオ （氏名）宮城　春夫	長男	男	平成11. 9. 24	17	高校生			給与・年金・事業	万円	親族・特扶・老扶・普障・特障・寡婦夫	63 万円	
	（フリガナ）ミヤギ ナツコ （氏名）宮城　夏子	長女	女	平成15. 7. 20	13	中学生			給与・年金・事業	万円	親族・特扶・老扶・普障・特障・寡婦夫	78 万円	療育 A
	（フリガナ） （氏名）		男 女						給与・年金・事業	万円	親族・特扶・老扶・普障・特障・寡婦夫	万円	
	（フリガナ） （氏名）								給与・年金・事業	万円	親族・特扶・老扶・普障・特障・寡婦夫	万円	
遠隔地扶養	（フリガナ） （氏名）		男 女						給与・年金・事業	万円	親族・特扶・老扶・普障・特障・寡婦夫	万円	

遠隔地にいる大学生の子などの同居しない扶養者がいる場合，その方も控除に加えることができます。

抽選優遇資格確認欄	該当する番号を○で囲んでください。（番号に○印が無い場合は，優遇措置をうけられません。）
1. 母子・父子世帯	戸籍上配偶者がなく（　年　月に死別・離婚・未婚）現に20歳未満の子を扶養している世帯。（現在児童扶養手当証書・母子父子医療費受給者証がない場合は該当しない。手続き中の場合も該当しない。）
2. 障害者世帯	身体障害者手帳（1～4級）・精神障害者保健福祉手帳（1～3級）・療育手帳（A～B判定）の交付又は障害福祉サービス受給者証・特定疾患医療受給者証の交付を受ける程度の方を含む世帯
3. 高齢者世帯	60歳以上の方のみで構成される世帯（ただし，18歳未満の方を含んでもよい。）
4. 生活保護受給世帯	申込日現在，生活保護を受給している世帯
5. 子育て世帯	小学校就学前の子を扶養している世帯
6. 配偶者からの暴力被害者	配偶者からの暴力被害者で，婦人相談所で保護を受けているか，保護を受けた後5年を経過していない方，又は裁判所で保護命令を受けた被害者で，保護命令がだされてから5年を経過していない方
7. 犯罪被害者等	犯罪により収入が減少し生活維持が困難となった方や現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために該当住宅に居住し続けることが困難となった方
8. 戦傷病者世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方
9. 多数回落選世帯	10回以上定期募集で落選している。（落選した通知書のコピーを添付してください。）

住宅に困っている理由	
（該当する番号を1つ○で囲んでください。）	
1. 収入に比し過大な家賃の支払いを余儀なくされている。	
2. 居住困難な同居または間借りをしている。	
3. 婚約中であるが住宅がなく結婚ができない。	
4. 正当な立ち退き要求を受け適当な立ち退き先がないため。	
5. 家族が増えて現在の住宅では狭い。	
6. 現在の住宅の環境が著しく悪い。	
7. その他の理由で困っている。	
（住宅に困っている理由を具体的に記入してください。）	
子供たちも成長し，2DKでは狭くなったため	

①世帯所得額計	365 万円	②控除額計	206 万円
① － ② ＝ ③（年間総所得額）	159 万円		
③ ÷ 12 ＝	132,500（月額所得額）		

家賃ランク		月額所得額
裁量階層	一般階層	
	□ A	0 ～ 104,000 円
	□ B	104,001 ～ 123,000 円
	☑ C	123,001 ～ 139,000 円
	□ D	139,001 ～ 158,000 円
	□ E	158,001 ～ 186,000 円
	□ F	186,001 ～ 214,000 円
		214,001 円以上は，申込みできません。

抽選優遇世帯に該当され，抽選優遇を希望される方は該当する番号を○で囲んでください。

入居契約日前までに退職する場合や入居資格審査日時点で支給額が1か月に満たない場合は「0円」で計算することができます。

所得計算例のページを参照して，所得額を記入してください。

控除額の説明記載のページを参照して，控除の種類を○で囲み額を記入してください。

※赤枠の中のみ記入してください。

（表）

52円切手を2枚必ず貼ってください。

『多数回落選者世帯に対する優遇措置』の適用を受ける方は，10回以上申込みを行い，抽選の結果落選した方や名簿登録者で住宅を斡旋されなかった方が対象となります。

仮当選や住宅の斡旋を辞退された方は，多数回落選カウントが0に戻ります。

申込みされる住宅の区分・住宅名・型式を記入してください。

希望する受取先住所，氏名を4か所にはっきりと記入してください。（現住所と違うところでも，かまいませんので，郵便物が確実に届く場所を記入してください。）

切りとらないでご提出ください

9 8 5 − 0 8 6 2

多賀城市高崎○○三丁目○番○○号

△△アパート101号室

佐藤様方

氏名　宮城　太郎　様

切りとらないでご提出ください

郵便はがき

52円切手を貼ってください。

9 8 5 − 0 8 6 2

住所　多賀城市高崎○○三丁目○番○○号

△△アパート101号室

氏名　宮城　太郎　様

平成29年3月募集	抽選結果通知書		
募集住宅の区分	一般向		
申込住宅名	高崎　住宅	型式	3DK
抽選番号	（優遇） （多落）	公社受付印	

仮当選
名簿登録　されましたのでお知らせいたします。

仮当選順位		名簿登録順位	

9 8 5 − 0 8 6 2

多賀城市高崎○○三丁目○番○○号

△△アパート101号室

佐藤様方

氏名　宮城　太郎　様

切りとらないでご提出ください

郵便はがき

52円切手を貼ってください。

9 8 5 − 0 8 6 2

住所　多賀城市高崎○○三丁目○番○○号

△△アパート101号室

氏名　宮城　太郎　様

平成29年3月募集	抽選番号票		
募集住宅の区分	一般向		
申込住宅名	高崎　住宅	型式	3DK
抽選番号	（優遇） （多落）	公社受付印	

※「優遇」もしくは「多落」世帯の方は抽選番号が2つになります。

※「優遇」で「多落」世帯の方は抽選番号が3つになります。

切りとらないでご提出ください

東日本大震災において被災された皆様へ

東日本大震災において住居を失った方を対象に，市営住宅への申込資格が緩和されています。

緩和内容

「多賀城市営住宅募集要領（応募の手引き）」3ページにおける申込資格条件が緩和されます。内容は下記のとおり。

（1）収入状況に関わらず応募できます。

多賀城市営住宅は本来，月額所得が15万8千円以下（裁量世帯の場合は21万4千円以下）であることが条件ですが，それ以上の所得があった場合でも応募が可能になります。

（2）単身で応募できます。

多賀城市営住宅は本来，同居する親族がいることが条件ですが（高齢者，障害者等除く），単身で応募が可能です（ただし単身可能住宅に限る）。

（3）多賀城市外の方でも応募できます。

多賀城市営住宅は本来，多賀城市内に住所もしくは勤務先があることが条件ですが，多賀城市内に勤務先のない多賀城市外の方でも応募が可能です。

対象者

（1）東日本大震災により住居を失った方（民間賃貸住宅を含む）

（2）下記の法律の規定に該当し移転が必要となった方

被災市街地復興特別措置法，東日本大震災復興特別区域法又は福島復興再生特別措置法の規定に該当する世帯。

必要な書類

○住宅被災市町村が発行する住宅の滅失を証する書類

り災証明書【全壊，大規模半壊，半壊】，住宅の解体（予定）証明書【大規模半壊，半壊の方】

○事業の施工者，認定者若しくは地方公共団体が発行する移転の必要性を証する書類

⚠注意

※多賀城市営住宅入居後は、災害公営住宅への入居申込みができなくなります。

※多賀城市営住宅は，仮設住宅とは違い家賃が発生します。

※高額所得者に該当する方が入居した場合，入居から5年以上経過した時点で，高額所得認定され住宅を明渡していただくことになります。

※「多賀城市営住宅募集要領（応募の手引き）」3，4ページにおける元々の申込資格条件を満たす方は，本記載事項に関係なく応募できます。